

福祉現場の今を読み解く

第1回 障害児者をケアする家族の生活



佛教大学

田中智子

たなか ともこ／専門は障害者家族に生じる生活問題、ケアに関する理論的考察。著書に『障害者家族の老いる権利』（全研出版部）など。



深谷さんからバトンタッチをして、今年度後半、「障害者・家族の生活問題と社会的支援」というテーマで連載をさせていただくことになりました。以前、本誌で「障害者家族の老いる権利」というテーマで連載させていただきましたが、それを通じて、多くの読者と交流する機会をいただき、私にとってもとても有意義でした。本連載を通じて、再びそのような機会があることを密かに期待しています。ぜひ忌憚のないご意見・ご感想をお寄せください。

さて、第1回は、障害者家族の生活問題、特に就労問題を考えていきたいと思えます。

障害のある人の生活保障 VS 家族の生活保障!?

私は1990年代の終わりに卒業論文で、「レスパイトサービス」について取りあげました。その当時は、家族がケアをレスパイト（一時休息）できる機会は限られており、基本的には学校や作業所以外の時間は主に家族が支えています。その当時の障害児学童を求める全国的な運動の中では、子どもの生活保障と親の就労保障が要求の二本柱として掲げられていました。その後、2006年に実施された「障害児タイムケア事業」(現在は、市町村の地域生活支援事業としていくつかの自治体で実施)では、「下校

後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と障害児を日常的にケアしている家族の一時的な「休息」を目的とすると、二本柱の要求が組み入れられる形で制度化されました。しかしながら、その後実施された放課後等デイサービスでは、目的が「生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進」と家族の生活保障という視点が後景に退いてしまいました。

そのため、丸山(2015)で「保護者の就労支援を事業所の役割として位置付けることに消極的・否定的な事業所も多い」と指摘されているように、開所時間や送迎などが保護者の就労に配慮されないまま設定されている事業所もありま